

平成25年5月秋田市議会臨時会提出予定案件		
	件名	説明
	「条例案」 2件	
1	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件	<p>○改正理由 特別職の職員の給料月額および期末手当の額を減ずる特例措置の期間を延長するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 市長の給料月額の10%ならびに副市長、常勤の監査委員および地方公営企業管理者の給料月額の5%を減ずる暫定的な特例措置の適用期限を、平成26年3月31日まで延長する。 市長の期末手当額の10%ならびに副市長、常勤の監査委員および地方公営企業管理者の期末手当額の5%を減ずる暫定的な特例措置の適用期限を、平成25年12月まで延長する。 <p>○施行期日 公布の日からとし、同日以後に支給する給料月額等から適用する。</p>
2	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する件	<p>○改正理由 教育長の給料月額および期末手当の額を減ずる特例措置の期間を延長するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 教育長の給料月額の5%を減ずる暫定的な特例措置の適用期限を、平成26年3月31日まで延長する。 教育長の期末手当額の5%を減ずる暫定的な特例措置の適用期限を、平成25年12月まで延長する。 <p>○施行期日 公布の日からとし、同日以後に支給する給料月額等から適用する。</p>

「単行案」 5件

- 3 秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件
・地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）：平成25年3月30日公布、一部を除き平成25年4月1日施行
- 地方税法の一部改正（平成25年法律第3号）に伴い、国民健康保険税条例の一部を改正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの
・専決処分年月日 平成25年3月30日
- 改正要旨
国民健康保険から後期高齢者医療制度への移行に係る国民健康保険税の軽減措置の延長等について規定した。
- ※専決処分した理由
地方税法の一部改正に伴い、国民健康保険税の賦課徴収のための条例改正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため
※提出根拠法：地方自治法第179条第3項
- 4 秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件
・過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正（平成25年総務省令第38号）：平成25年3月30日公布、平成25年4月1日施行
- 過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正（平成25年総務省令第38号）に伴い、過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの
・専決処分年月日 平成25年4月1日
- 改正要旨
過疎地域内の固定資産税の課税免除の適用期限を平成27年3月31日まで延長した。
- ※専決処分した理由
過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の賦課徴収のための条例改正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため
※提出根拠法：地方自治法第179条第3項

5 秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件
 ・企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条の地方公共団体等を定める省令の一部改正（平成25年総務省令第38号）：平成25年3月30日公布、平成25年4月1日施行

○企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条の地方公共団体等を定める省令の一部改正（平成25年総務省令第38号）に伴い、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの

・専決処分年月日 平成25年4月1日

○改正要旨

産業集積区域内における固定資産税の課税免除の適用期限を平成26年3月31日まで延長した。

※専決処分した理由

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の賦課徴収のための条例改正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため

※提出根拠法：地方自治法第179条第3項

6 公立大学法人秋田公立美術大学が徴収する料金の上限に関する認可の専決処分について承認を求める件

○公立大学法人秋田公立美術大学が徴収する料金の上限について認可するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの

・専決処分年月日 平成25年4月1日

○要旨

1 秋田公立美術大学において徴収する授業料、入学料および入学検定料の上限額は、次のとおりとした。

区 分		金額(円)
授業料	学生	年額535,800
	研究生	月額 29,700
	科目等履修生	1単位14,800
	特別聴講学生	1単位14,800
	聴講生	1単位 7,400
入学料	学生	282,000
	市民	
	市民以外の者	423,000

	研究生	84,600
	科目等履修生	28,200
	聴講生	28,200
入学検定料	学生	17,000
	研究生	9,800
	科目等履修生	9,800
	聴講生	9,800

備考 この表において「市民」とは、入学の日の1年前から引き続き秋田市に住所を有する者（その配偶者又は1親等の親族がこれに該当する者を含む。）をいう。

- 2 秋田公立美術工芸短期大学において徴収する授業料の上限額は、次のとおりとした。

区 分			金額(円)
授業料	学生	学科	年額390,000
		専攻科	年額537,600
	研究生		月額 32,500
	科目等履修生		1単位12,400
	聴講生		1単位12,400

- 3 証明書交付手数料の上限額は、1通につき300円とした。

- 4 公開講座受講料の上限額は、2時間までごとに2,000円とした。

- 5 社会貢献センター使用料の上限額は、次のとおりとした。

区 分		金額(円)
多目的 ホール	使用料	5時間までごとに 2,100
	入場料その他の参加者負担（実費相当額のものを除く。）を徴収する場合の使用料	5時間までごとに 10,500
	暖房料	暖房使用時5時間までごとに 700
レスト コーナ ー	使用料	5時間までごとに 1,600
	暖房料	暖房使用時5時間までごとに

		400
実習室	使用料	1人につき5時間 までごとに 400
会議室	使用料	5時間までごとに 400
	暖房料	暖房使用時5時間 までごとに 300

※専決処分した理由

公立大学法人秋田公立美術大学の設立に伴い、同法人が徴収する料金の上限を認可することについて特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため

※提出根拠法：地方自治法第179条第3項

7 公立大学法人秋田公立美術大学の中期目標を定める件

○公立大学法人秋田公立美術大学が平成25年4月1日から平成31年3月31日までの6年間に達成すべき中期目標を定めるため、議会の議決を求めようとするもの

※提出根拠法：地方独立行政法人法第25条第3項

「 追加提案 」

「 人 事 案 」 6 件

8 秋田市教育委員会委員の任命について同意を求める件

○教育委員会委員前川重明氏の任期満了(平成25年5月12日付)に伴い、その後任の任命について同意を求めようとするもの

・任期4年

※提出根拠法：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項

9 秋田市教育委員会委員の任命について同意を求める件

○教育委員会委員芳賀龍平氏の任期満了(平成25年5月12日付)に伴い、その後任の任命について同意を求めようとするもの

・任期4年

※提出根拠法：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項

10	秋田市公平委員会委員の選任について同意を求める件	<p>○公平委員会委員地主重子氏の任期満了(平成25年5月12日付)に伴い、その後任の選任について同意を求めようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期4年 <p>※提出根拠法：地方公務員法第9条の2第2項</p>
11	秋田市公平委員会委員の選任について同意を求める件	<p>○公平委員会委員面山恭子氏の辞任(平成25年3月31日付)に伴い、その後任の選任について同意を求めようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期 残任期間(平成26年12月25日まで) <p>※提出根拠法：地方公務員法第9条の2第2項</p>
12	秋田市監査委員の選任について同意を求める件	<p>○監査委員高井宏司氏の任期満了(平成25年5月12日付)に伴い、その後任の選任について同意を求めようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期4年 <p>※提出根拠法：地方自治法第196条第1項</p>
13	秋田市監査委員の選任について同意を求める件	<p>○監査委員三浦清氏の任期満了(平成25年5月12日付)に伴い、その後任の選任について同意を求めようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期4年 <p>※提出根拠法：地方自治法第196条第1項</p>